

今年も3月期決算会社の株主総会シーズンが終わった。2016年6月、政府の「日本再興戦略2016」では、現状、6月下旬に集中している株主総会開催日を開示書類作成、監査の期間を充分確保するための環境整備促進を打ち出した。これは、諸外国では決算日より4カ月以降開催が一般的であることを踏まえ、わが国においても3月期決算会社の株主総会7月

周回遅れの開示制度

ネックとなっているのは、数日前の提出であり、その会社法で定める「議決権行使基準日」から権利行使日である株主総会までの期間は3か月以内でなければならぬ」という規定である。基準日が決算日である必要はないのであるが、わが国実務において基準日＝決算日という慣行が定着しており、これを変更することに抵抗があるとのことである。

一方、2009年の開示府令改正により株主総会前の有価証券報告書提出が可能となったのであるが、これも全く定着しておらず、2017年3月期決算会社で16社（0.7%）（EY

数日前の提出であり、その本来の目的を達成しているとは、とても言い難い現状である。

そもそもわが国の上場会社においては、会社法、金融証券取引法それぞれの開示書類作成義務があり、加えて取引所向けの決算短信も作成しなければならない。最近になってようやく、これら同じような複数の開示書類の字句・様式等の共通化が図られるようになって、上場会社において、これらをその都度それぞれ作成しなければならぬという過重な実務負担は、まだ変わっていない。速報性を重視する決算短信はともかく会社法・金融証券取引法での開示書類の一本化・一元化は充分可能であると思われる。

利用者ファーストの

制度改革を

以降開催を押し進めるための施策である。

しかしながら、昨年度、株主総会開催を7月以降に変更した会社は皆無である（全国株主連合会調査）。



愛知淑徳大学ビジネス学部教授
公認会計士 前田 篤

前田 篤

有限責任監査法人調査）である。有価証券報告書は、株主・投資家にとって極めて有用な議決権行使のための情報であり、いまだ大多数の会社が株主総会後これを開示している現状は、はなはだ異様な光景である。

株主総会の7月以降開催についても、これが推奨される最大の理由は株主・投資家にとって、議決権行使のための有用かつ十分な情報が提供され、これを検討するための時間を充分確保することにある。有価証券報告書の総会前提出についても、上記16社について中身をしてみると株主総会の

日本市場を活性化させ、インシアチブを取るためには、株主総会開催を後ろ倒しにし、現在、検討されている監査報告書の情報提供機能を一層強化すると同時に、会社は詳細情報を含めた開示書類のできるだけ早いタイミングでの効果的・効率的な開示を進めることである。当局には利用者が株主総会開催までの十分な検討時間を確保するための法整備を強力に押し進め、現状を解消するための諸外国並みの株主・投資家ファーストの開示制度改革が必要であると考えられる。そして、かかる周回遅れの開示制度を一刻も早く解消してもらいたいものである。

まえだ・あつし 監査論、会計実務、慶応義塾大学経済学部卒業。監査法人伊東会計事務所（現PWC）にあった有限責任監査法人（など）を経て現職。1959年生まれ。